

議会のあり方調査特別委員会 政策等検討分科会 記録

開 会 年 月 日	令和8年1月9日
開 会 時 刻	午前9時58分
閉 会 時 刻	午前10時20分
出 席 委 員 名	◎辻 孝記 ○青沼陽一郎 杉村 剛 大西要一
	中村 功 上村和生 楠木宏彦 宿 典泰
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	奥野進司
協 議 案 件	1 今後の協議の進め方について
	・ 検討項目の確認
	2 予算・決算審査のあり方について
	・ 審査形態・審査方法について
	3 次回会議について
説 明 員	奥野議事係長、森田書記

会議の概要

辻会長開会を宣告し、直ちに会議に入り、「今後の協議の進め方について」を議題とし、検討項目の確認を行った。次に、「予算・決算審査のあり方について」を議題とし、「審査形態・審査方法について」、議会事務局から説明の後、各会派での意見を取りまとめ、次回の分科会で協議をしていくことを確認した。その後、次回の会議についてを協議し、分科会を閉会した。

なお、協議内容は以下のとおりです。

協議の内容

1 今後の協議の進め方について

・検討項目の確認

辻会長から、資料1「これまでの実績と来期へ向けた申し送りについて【政策等検討分科会】」に沿い、別紙のとおり、「前期における政策等検討分科会の活動実績」、「今期への申し送り」について説明があった。「今期への申し送り」については、それぞれの申し送り事項についての説明、また、「予算・決算審査のあり方について」は、3月定例会で当初予算を審査するため、取り急ぎ検討をする必要があることの説明があり、発言もなく、この程度とした。

2 予算・決算審査のあり方について

・審査形態・審査方法について

奥野議事係長から、資料2「予算・決算審査のあり方について」に沿い、別紙のとおり、前期の政策等検討分科会で取りまとめた4つの審査方法（分科会方式、13名程度の特別委員会方式、役選時にグループ分けする方式、全議員で予算・決算審査を行う方式）について説明があり、発言もなく、本件については次回改めて協議することとした。

3 次回会議について

【開催日時】 1月15日（木）午前10時

上記署名する。

令和8年1月9日

会 長

政策等検討分科会 説明文（令和8年1月9日）

【今後の協議の進め方について（検討項目の確認）】

資料1「これまでの実績と来期へ向けた申し送りについて【政策等検討分科会】」をお願いします。

これは、前期の政策等検討分科会が、令和3年12月から取り組んできた項目・活動実績、また、改選後の新しい議会で検討が必要と思われる項目を取りまとめ、議会のあり方調査特別委員会全体会に報告した資料です。

今後、このことを基本に議論を進めていく形となりますが、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、私から改めて説明いたします。

まず、「今期における政策等検討分科会の活動実績」です。

改選前の議会のあり方調査特別委員会での資料となりますので、「今期」となっていますが、「前期」と読み替えていただきたいと思います。

活動実績については、詳しい説明は省略させていただきますが、「議会基本条例の検証」、「予算・決算審査のあり方についての検討」、「政務活動費のインターネット公開について」、「議員の兼業（請負）規定について」、「議会における規則の整備」、「予算特別委員会分科会、決算特別委員会分科会での賛否確認」、「決算特別委員会の委員構成、監査委員の取扱いについて」、協議、検討等を行ってきております。

資料の裏面をお願いいたします。

次に、これらの実績を踏まえ、「来期への申し送り」、これも「今期」と読み替えていただければと思いますが、まず始めに、本日、この後、協議をいただく予定の「予算・決算審査のあり方」です。

3月定例会で当初予算を審査していくこととなりますので、その審査形態について、取り急ぎ検討をいただきたいと思います。

次に、「政策立案・政策提言の取組」、「施策に対するチェック・評価」です。

この取り組みについては、前期、政策等検討分科会では思うような取り組みができませんでした。そのため前の政策等検討分科会の中で、9月定例会での決算審査を次の当初予算に生かせるように、当局へ申し入れすることの検討も含め行うことを希望するとの意見がありましたので、「政策立案・政策提言の取組」とあわせ、検討をいただきたいと思います。

次に「議長の任期」、「常任委員会委員の任期」です。

議長の任期、常任委員会の任期については、議会運営を円滑化、議会運営の継続性と安定性を確保できるよう、検討いただきたいと思います。

次に、「常任委員会の数、複数所属」、「各常任委員会の所管」です。

これまでの各常任委員会の開催状況や審査時間に偏（かたよ）りが生じていることも見受けられるため、検討いただきたいと思います。

次に、「議会基本条例・議員政治倫理条例の検証・見直し」です。

前期、令和4年に議会基本条例の検証を行っておりますが、議会基本条例・議員政治倫理条例の前期での取り組み状況を振り返り、課題点を洗い出し、検証を行い、見直しを検討していただきたいと思います。

次に、「一般質問の活性化・質問時間」です。

視察などで他の市議会に何うと、たくさんの議員の方が一般質問をされていることをお聞きします。また、質問時間を50分とし、その後10分の休憩といったようにし、議員が質問されるであろうおおよその時間をお知らせしている取り組みがされている議会もあり、検討いただければと思います。

次に、「副議長、監査委員の一般質問」です。

これは、本来、副議長・監査委員も議員であり、一般質問をする権利を持っておりますが、副議長は議長に事故がある場合、議長職を執る必要があること、監査委員は、監査委員として自らが関与した事項に関する質問は認めるべきでないとの考えから、それ以外の質問も控えているという状況にあります。

これらのあり方について、検討、確認をお願いできればと思います。

最後に、「議会の通年制」です。

このことについては、政策等検討分科会では令和4年3月に検討を行い、4回の定例会で行うことを確認し、不都合が生じた際に改めて協議を行うこととしておりますが、議会も新たな体制となりましたので、一度、検討・確認をお願いできればと思います。

以上が、これまでに、「議会のあり方調査特別委員会」全体会で、確認がなされた項目であります。これらの項目に対しての御意見、御質問、また、これからの進め方等について、御発言があれば、お願い致します。

【予算・決算審査のあり方について（審査形態・審査方法について）】

それでは、前期で取りまとめました予算・決算の審査形態につきまして、説明いたします。

資料2、「予算・決算審査のあり方について」をお願いいたします。

これは先ほど会長から説明いただきましたが、前期の政策等検討分科会において、改選後の「予算・決算の審査形態・審査方法について」決定ができるよう、有効な審査方法について取りまとめを行ってきたものです。取りまとめました内容について、説明をさせていただきますが、昨年10月7日の議会のあり方調査特別委員会・全体会での説明とかぶりますが、新たに議員となられた方もみえますので、御了承いただきたいと思います。

まず、1ページには、平成17年11月の市町村合併後の伊勢市議会での予算・決算審査の審査形態の推移について記載しております。

1つ目に、合併直後の暫定予算、骨格予算、本格予算の審査について、2つ目に、平成18年6月定例会から平成26年3月定例会までのドント方式による13名の特別委員会での審査、3つ目に、平成26年9月定例会から平成28年3月定例会までの13名ずつの2グループ体制による特別委員会での審査、4つ目に、平成28年9月定例会から令和7年9月定例会まで採用した分科会方式での審査というように審査形態を変え、審査を行ってきました。

2ページには、その審査形態の推移を表にあらわしております。

次に、3ページから6ページには、「各審査形態」として、有効と思われる審査方法、1つ目に「分科会方式」、2つ目に「13名程度の特別委員会方式」、3つ目に、12月の役選時に、議長を除く全議員を、予算を審査するグループ、決算を審査するグループの2グループに分け審査を行う方

式、4つ目に、全議員による特別委員会を設置し、全員で審査を行う方式につきまして、政策等検討分科会で協議を行い、「審査方式」の特徴、「審査範囲」、「審査の流れ」、その審査方法についての「分科会委員の意見」に分け、取りまとめを行っております。

それではそれぞれの審査方式について説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず、(1)「分科会方式」です。

これは、予算は議長を除く全議員、決算は議長・監査委員を除く全議員をメンバーとする特別委員会を設置しまして、その下に常任委員会を単位とする分科会を設置し審査を行う方式で、伊勢市議会において、平成28年9月定例会から令和7年9月定例会まで、10年間実施していた方式です。三重県下においては、桑名市議会、四日市市議会、いなべ市議会、鈴鹿市議会、松阪市議会——松阪市議会は決算審査のみこの形態を採用しています——、それと伊勢市議会の6市が採用しています。

④の分科会委員の意見としましては、常任委員会を単位とした分科会を設置し審査することで、より専門的で効果的な審査が期待できるようになるという意見があった一方、常任委員会の委員と同じメンバーであるため、審査の深まりに欠ける、期待していた専門性を感じられないという意見があり、常任委員会の所管と関係なく参加できる形態が必要、望ましいという意見などがありました。

次に4ページをお願いいたします。

(2)「13名程度の特別委員会方式」です。

これは、特別委員会の設置の都度、各派代表者会議で特別委員会のメンバーを決め、そのメンバーにおいて全ての事業・予算について審査を行う方式で、伊勢市においては、平成18年3月定例会から、平成26年3月定例会まで、8年間実施していた方式であります。現在、三重県下においては、津市議会が決算審査でのみ採用している方式となります。

④の分科会委員の意見としましては、多数の委員で審査を行うため、深い議論が期待できる、委員は全ての費目について審査ができ、議員の資質向上に有効であるとの意見等がありました。そのほか、会派から委員を選出する際に、予算を審査した議員を当該年度の決算審査に選出することで、予算審査を踏まえた決算審査をすることができる、また、ドント方式で委員を選出すると1人会派は参加できず、大きな会派は同じ人が予算・決算、両方に参加することになってしまうため、委員の選出方法を工夫する必要があるなどの意見がありました。

次に5ページをお願いいたします。

(3)「役選時にグループ分けする方式」です。

これは、12月の役選時に、議長を除く全議員を、予算を審査するグループ、決算を審査するグループの2つのグループに分け、ただし監査委員は予算審査に限り、それぞれのグループで全ての費目について審査を行う方式で、これまで伊勢市議会において採用したことがない方式です。

④の分科会委員の意見としましては、議長を除く全ての議員がいずれかの特別委員会に入るため、1年に1回は全体の議論に参加できる。議員の半数が審査に参加するため審査項目が網羅され、また、様々な議員が議論を共にするため、視野が広がる。全ての項目について審議できることは、議員の資質向上に有効であるとの意見がありました。

次に6ページをお願いいたします。

(4)「全議員で予算・決算審査を行う方式」です。

これは、全議員による予算特別委員会、決算特別委員会を設置し、全員で審査を行う方式で、三重県下においては、議長や監査委員を含む、含まないなどの違いはありますが、亀山市議会、伊賀市議会、名張市議会、鳥羽市議会、志摩市議会、熊野市議会、尾鷲市議会の7市が採用しています。これらの市議会の議員定数は、10名から22名で、いずれも伊勢市議会より定数が少ない議会で、また伊勢市議会では今まで行ったことのない審査形態でありますので、実際に行う際には、審査の進め方、日程、審査場所など十分な協議・調整を行う必要があります。

④の分科会委員の意見としましては、全議員が予算・決算の内容を知ることが大切なことである。また、実際、伊勢市議会では採用したことがない審査形態のため、どれだけの時間が必要となるのかといった意見がありました。

以上が、前期の政策等検討分科会で検討し取りまとめた審査方式の説明でございます。

また、資料の7ページには、令和8年3月定例会、9月定例会での日程案を、8ページには県下各市議会での予算・決算審査の状況をまとめた表を付けておりますので、参考といただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。